

輸出管理・無形技術移転に係る 国際的な議論の動向

松本 洋

外務省 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課 企画官

目次

1. 無形技術移転規制の意義

- (1) 意義
- (2) 過去の事例
- (3) 教訓

2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

- (1) 国連安保理決議
- (2) 輸出管理レジーム

3. 外務省の取組

- (1) 外務省による無形技術移転対策の意義
- (2) 外務省による国費留学生審査の実施
- (3) 国費留学生審査に当たっての大学等との協力
- (4) 結語

1. 無形技術移転規制の意義

1. 無形技術移転規制の意義

(1) 意義

- 輸出管理は、拡散懸念国やテロ組織など、大量破壊兵器やその関連資機材等を入手又は拡散しようとする者に対し供給サイドから規制する取組。
- かかる規制を有効なものとするためには、大量破壊兵器やその関連資機材等の設計、製造又は使用に係る技術の移転の規制も行うことが必要不可欠。
- 技術は、移転状況の捕捉が資機材に比べ困難であり、一度取得されれば際限なく応用が可能。

1. 無形技術移転規制の意義

(2) 過去の事例

➤ 事例①

アルゼンチン出身で米国の大学で博士号を取得した物理学者とその妻が、ベネズエラ政府関係者を装っていた米国のおとり捜査官に機密の核兵器情報など提供し有罪となった。

➤ 事例②

米国の大学で理工学系の学位を取得したイラン出身の米国籍所有者が、ロシア国有の航空宇宙関連の企業を通じ、ロシアの射場から初のイラン製の衛星の打上げを成功させたが、その後有罪となった。

出典： 加藤もえ「【参考資料】最近海外メディア等で報道されている大学・研究所関連の違反事例 (CISTEC Journal No. 154 (2014.11))」

1. 無形技術移転規制の意義

(3) 教訓

- 大量破壊兵器の拡散に繋がる機微な技術の流出リスクは常に存在。
- このような事件が発生すると、国の安全、大学の信用が大きく損なわれる。
- 近年のテロの増大に鑑み、懸念国のみならず国際的なテロリストも大量破壊兵器・通常兵器関連技術の調達を進めていると考えられ、一層入念な管理が重要。
- 我が国にとってもこのような事例は例外ではない。



2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

(1) 国連安保理決議 ①

➤ 安保理決議第 1 1 7 2 号（1998年6月採択）

インド及びパキスタンによる核実験を受け採択。全ての国に対して、両国の核兵器及び核兵器搭載可能な弾道ミサイルの開発計画に何らかの形で資することのある設備，物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励。

8. Encourages all States to **prevent the export of equipment, materials or technology that could in any way assist programmes in India or Pakistan for nuclear weapons or for ballistic missiles** capable of delivering such weapons, and welcomes national policies adopted and declared in this respect;

2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

(1) 国連安保理決議 ②

➤ 安保理決議第 1 7 1 8 号 (2006年10月採択)

北朝鮮による核実験を受け採択。全ての国に対し、①大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連の品目、資機材、技術等の移転を防止すること、②これらに関する技術訓練、助言、援助等を防止すること等を義務づけ。

8. Decides that:

(c) All Member States shall **prevent any transfers to the DPRK** by their nationals or from their territories, **or from the DPRK** by its nationals or from its territory, **of technical training, advice, services or assistance related to the provision, manufacture, maintenance or use of the items (...)**

2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

(2) 輸出管理レジーム

- 輸出管理レジームは、兵器や関連汎用品の供給能力を持ち、かつ不拡散に同意する国々が輸出管理につき強調するための国際条約に拠らない枠組。
- 各レジームが定めるガイドライン（規制品目リストを含む）に法的拘束力はなく、各国は当該ガイドラインに基づき国内法を制定し、輸出管理を実施。
- 各輸出管理レジームにおいては、規制対象品目（原子力、ミサイル、生物・化学兵器、通常兵器、及びそれぞれの汎用品）に加え、関連する技術の移転についても規制を実施。

2. 技術移転の規制に係る国際社会の取組

(2) 輸出管理レジーム

- ワッセナー・アレンジメント（通常兵器及び関連汎用品・技術を規制）における技術の輸出管理の例

General Technology Note

The export of “technology” which is “required” for the “development”, “production” or “use” of items controlled in the Dual-Use List is controlled according to the provisions in each Category. This “technology” remains under control even when applicable to any uncontrolled item.

汎用品リストにより規制される品目の「開発」, 「製造」又は「使用」に必要とされる「技術」の輸出は, 各カテゴリーの規定に従い規制される。この「技術」は非規制品目に適用される場合であっても, 規制対象となる。

3. 外務省の取組

3. 外務省の取組

(1) 外務省による無形技術移転対策の意義

- 外務省は、平和で安全な国際社会の維持に寄与すると共に、主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ることを任務としており、我が国の安全保障に関する外交政策を所掌。また、確立された国際法規の解釈及び実施に関することを所掌。
- したがって、外務省としては、安全保障や関連する安保理決議の実施の観点から無形技術移転対策を実施。
- 外務省としての主な無形技術移転対策は、不拡散の観点も踏まえた国費留学生審査及び査証審査の実施。

3. 外務省の取組

(2) 外務省による国費留学生審査の実施

- 国費留学生審査に当たっては、外務省において、対象人物の日本滞在中の活動内容、訪問先及び大量破壊兵器関連技術の移転可能性等につき精査の上、文部科学省及び経済産業省と連携しつつ審査を実施。
- 留学生の具体的研究内容の確定により、最終的な審査を実施。
- 国費留学生審査のうち大使館推薦枠は、大使館推薦を経て、外務本省が文部科学省と経済産業省と協議を行った後に最終決定を行うもの（大使館推薦は、外務省として当該被推薦者を受け入れる旨の意思決定を行ったことを意味しない。）。

3. 外務省の取組

(3) 国費留学生審査に当たっての大学等との協力

- 外務省は、審査の過程において、大学等が外為法上の義務を有していることを確認する意味も込めて規制リスト関連の資料を送付すると共に、今後行われる研究内容につき情報提供を依頼。
- 審査に当たっては、包括的な検討を行うために、過去の研究内容や所属団体等の情報に加え、大学等による該非判定の結果も重要な考慮要素。したがって、可能な範囲で協力をお願いしたい。

3. 外務省の取組

(4) 結語

- 留学生審査は、いずれの主要国も、悩みながら適切な方策を模索している難しい課題。今後とも、関係省庁はもちろん、大学や研究機関の輸出管理担当部署、受入研究室の教員も含めて密接に意見交換を行い、適切な形で無形技術移転対策を推進していきたい。
- 外務省のコンタクト・ポイントは、不拡散・科学原子力課。ご質問・ご要望などがある場合には、同課で輸出管理を担当する企画官や無形技術移転対策の担当官まで、いつでも遠慮なくご連絡いただきたい。



ご清聴ありがとうございました。